



# 埼玉県報

第 2 5 3 1 号  
平成 2 5 年 1 0 月 1 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [埼玉県広域災害・救急医療情報システム開発業務委託に関する入札公告\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [保安林の指定の解除\(森づくり課\)](#)
- [電動式ロードトレイン購入に関する契約の相手方等の公示\(公園スタジアム課\)](#)
- [建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [建築士の処分\(戒告\)\(建築安全課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

# 告 示

埼玉県告示第千三百八十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十五年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県広域災害・救急医療情報システム開発業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成26年3月31日(月)まで

### (4) 納入場所

埼玉県保健医療部医療整備課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 納入しようとする物品等が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。 )。

(5) 平成25年8月31日以前の過去5年間に於いて、国、都道府県又は指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)から、本調達案件と同等の救急医療に関する基幹的な情報システムの開発業務を受託した実績がある者。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県保健医療部医療整備課地域医療対策担当 石井・五十里 電話048-830-3538（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県保健医療部医療整備課 平成25年11月11日（月）午後1時30分

(4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県保健医療部医療整備課地域医療対策担当 平成25年11月11日（月）午後1時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成25年10月22日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(4)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、埼玉県広域災害・救急医療情報システム開発業務提案書作成要領の提案書記載事項の項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name of the service required

Consignment of the establishment and operational management of the Saitama Prefecture Wide-Area Disaster & Emergency Medical Information System

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Medical Advancement Health Division  
Department of Public Health and Medical Services  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

Date/Time: Monday, November 11, 2013 1:30 p.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only)

Address: Regional Medical Provisions Group  
Medical Advancement Health Division  
Department of Public Health and Medical Services  
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

Phone: 048-830-3538

By Registered Mail: Must be received by 1:00 p.m., Monday November 11,  
2013

In Person: Must be received by 1:30 p.m., Monday November 11, 2013

# 告 示

埼玉県告示第千二百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア深谷国済寺店

埼玉県深谷市国済寺四百二十六番一外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ベイシア深谷国済寺店

（変更後）ベイシア深谷国済寺店

## ハ 変更年月日

平成二十五年九月十四日

## ニ 届出年月日

平成二十五年九月十九日

## 二 縦覧期間

平成二十五年十月一日から平成二十六年二月三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年十月一日から平成二十六年二月三日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、  
次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台四一
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
電動式ロードトレイン 1編成
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県都市整備部公園スタジアム課公園計画・事業担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年7月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社マックスコーポレーション 大阪府和泉市テクノステージ1丁目3番10号
- 5 契約金額  
30,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百八十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十五年十月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十五年九月二十四日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

田次 繁

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第二二三七号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第一号による

# 告示

埼玉県告示第千二百九十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十五年十月一日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十五年十月一日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

建築士の氏名	建築士の別	登録番号
伊藤 巧治	二級建築士	埼玉県知事登録第一三二〇九号
塚田 和男	二級建築士	埼玉県知事登録第一五一三九号
篠原 隆浩	二級建築士	埼玉県知事登録第一八六一三号
市川 政雄	二級建築士	埼玉県知事登録第一八八六八号
原田 春人	二級建築士	埼玉県知事登録第一九六一九号
田島 克彦	二級建築士	埼玉県知事登録第二四八四〇号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二条の二に規定する講習を期限内に受講しなかった。

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十五年五月二十四日

指令川建セ第二五〇〇五〇号

## 二 検査済証番号

平成二十五年九月二十六日

川建セ第二五〇〇八二号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字金光地三千二百八十一番五、三千二百八十一番

地六

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字福田二千九百七十一番地一

山本 健太

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年六月十三日

指令川建セ第二五〇〇一二〇号

二 検査済証番号

平成二十五年九月二十六日

川建セ第二五〇〇六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字中在家三千三百二十八番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字福田三千三百二十四番地

神山 昌彦

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年三月二十一日

指令川建セ第二四 一四五 号

二 検査済証番号

平成二十五年九月三十日

川建セ第二五 八六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字江綱字五反田五九一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字久保田一六三三番地一 スカイヒルズ 203号

野本 賢一

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年九月二十四日

指令越建セ第二四〇〇七七二号

### 二 検査済証番号

平成二十五年九月二十五日

越建セ第三〇二一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東三百七十二番一、三百七十三番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市薄谷二百八十四番地一

吉岡 由佳

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年九月九日

指令越建セ第二五〇〇四一号

### 二 検査済証番号

平成二十五年九月二十六日

越建セ第三〇一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野字山合八百二十六番

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市中二丁目十二番六号

梨本 松男